

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（図面及び見本を含む。第3項を除き、以下同じ。）に従い、法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に業務を完了し、この契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その委託料を支払うものとする。

3 図面及び仕様書に明示されていないもの又は図面と仕様書が交互符合しないものがあるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(特許権等の使用)

第2条 受注者は、この契約の履行に当たって、特許権その他第三者の権利の対象となっているものを使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、高松市契約規則（高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則第100条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により公告その他の契約の申込みの誘引において発注者から求められたときは、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、委託料の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第3項各号に規定する者による契約の解除に伴う損害についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

5 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(契約の調査等)

第4条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の履行状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 受注者は、業務の主たる部分を第三者に再委託し、若しくは担保に供し、又はこの契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、法令に適合し、かつ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(履行期間の延長)

第6条 受注者は、その責めに帰すことのできない事由により履行期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明示した書面により、履行期間の延長を求めることができる。

2 前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議し、履行期間を延長するものとする。

(検収及び引渡し)

第7条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に業務の完了を確認するための検収を行わなければならない。

3 前項の検収の結果不合格となり、業務内容の修補を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該修補を行い、再検収を受けなければならない。この場合において、再検収の期日については、同項の規定を準用する。

4 受注者は、第2項の検収又は前項の再検収に合格したときは、遅滞なく成果物を発注者に引き渡さなければならない。

(委託料の支払)

第8条 受注者は、前条第4項の規定により引渡しをしたときは、所定の手続に従って委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定により受注者から適法な請求を受けたときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項に規定する期間内に検収を完了しないときは、その期限を経過した日から検収を完了した日までの期間の日数は、前項に規定する期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務の一部を一時中止することができる。この場合、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 第1項の場合、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(土地への立入り)

第10条 受注者が業務のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者と受注者が協力してその承諾を得るものとする。

(危険負担等)

第11条 第7条第4項の規定による引渡し(以下「引渡し」という。)の前に生じた損害(第三者に及ぼした損害及び天災その他不可抗力による損害を含む。)は、全て受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰する事由又は発注者、受注者双方の責めに帰することができない事由による場合には、この限りでない。

2 発注者、受注者双方の責めに帰することができない事由により、引渡しの前に業務対象物が滅失し、又は損傷した場合には、発注者は契約を解除することができる。

(契約不適合責任)

第12条 発注者は、引き渡された成果物が品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、その修補等による履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の場合において、発注者は、同項に規定する履行の追完の請求(以下「追完請求」という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は予定数量に対する業務を完了した数量を基準とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求(以下「代金減額請求」という。)することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第13条 発注者は、引き渡された成果物に関し、引渡しを受けた場合において、契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)であることを知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由とした追完請求、代金減額請求、

損害賠償の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。ただし、受注者が検収の時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 発注者は、請求等を行うときは、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者に契約不適合についての責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の理由となる契約不適合に関し、民法の時効消滅の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が発注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。

8 発注者は、引き渡された成果物の契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

第14条 受注者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(3) この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

(1) 暴力団等 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号並びに第17条第8号及び第10号において同

じ。)、暴力団関係者(暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号及び第17条第8号において同じ。))又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。第17条第10号において同じ。))その他不当要求行為を行う全ての者をいう。

(2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

(発注者の任意解除権)

第15条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第17条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による契約解除権等)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき、又はその責めに帰すべき理由により、履行期間内に業務が完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由なく、第12条第1項の履行の追完をしないとき。

(4) 受注者が業務を受託し、又は履行するための法令上の資格を喪失したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第17条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が第5条の規定に違反し、委託料債権を譲渡したとき。

(2) 受注者がこの契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(4) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。

(6) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合に

において、受注者が履行をしないでその期間を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達成するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 受注者が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。

(9) 第20条又は第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。))をいう。以下このアにおいて同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。))を代表する者(代表役員等に含まれる場合を除く。))をいう。))又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。))が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 再委託契約又は資材等の購入契約(以下「再委託契約等」という。))を締結する場合等において、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、再委託契約等を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約等を締結する等当該者を利用していた場合(オに該当する場合を除く。))において、発注者が当該再委託契約等を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

キ この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この号において「独占禁止法」という。))第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第7条の2第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。))の規定に基づく課徴金の納付命令(以下この号において「納付命令」という。))を行い、当

該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

ク この契約に関し、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下このク及びケにおいて「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。ケにおいて「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ケ この契約に関し、納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

コ この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。サにおいて同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

サ この契約に関し、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条 発注者は、第16条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、第16条又は前条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第19条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受注者が履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第16条又は第17条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第16条又は第17条の規定により成果物の

引渡し前にこの契約が解除されたとき。

- (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項（第17条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）に該当する場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の催告による解除権）

第20条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第21条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第9条第1項の規定により契約を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第9条第1項の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第22条 第20条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第20条又は前条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の損害賠償請求等）

第23条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に該当する場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるもの

であるときは、この限りでない。

(1) 第20条又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第8条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

3 第20条の規定により、この契約を解除したときは第19条第3項及び次条第1項の規定を、第21条の規定によりこの契約を解除したときは次条第1項の規定を準用する。

(解除に伴う措置)

第24条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分(以下「既履行部分」という。)で検収に合格し、当該部分についてこの契約の目的を達成することができるものと認められるときはこの部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料を受注者に支払うものとし、第8条の規定中「委託料」とあるのは「既履行部分に係る委託料」と読み替えて、この規定を準用する。

2 業務完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が、民法の規定に従い協議して定める。

(談合その他不正行為による賠償金)

第25条 受注者は、第17条第10号キからコまでのいずれかに該当するに至ったときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、この契約が完了した後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の徴収)

第26条 受注者がこの契約に基づく違約金、遅延損害金又は賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から委託料支払の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第27条 受注者は、業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第28条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(労働関係法規の遵守及び適正な雇用条件の確保)

第29条 受注者は、業務の履行に当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)ほか労働関係法規を遵守するとともに、従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めなければならない。

(1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間(特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間)を遵守すること。

また、時間外、休日及び深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

(2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

(3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

(4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法(昭和34年法律第137号)の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

(5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

(補則)

第30条 この約款に定めない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって取り扱うこととなる個人情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び高松市（以下「発注者」という。）の定める高松市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高松市条例第37号）その他関係法令並びに高松市情報セキュリティポリシー及び本個人情報取扱特記事項（以下「本特記事項」という。）を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出等)

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に届け出なければならない。

2 受注者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に届け出なければならない。

3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定等)

第4条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、この契約による業務の着手前に書面により発注者に届け出なければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に届け出なければならない。

3 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名及び氏名が分かるようにしなければならない。

(教育及び研修の実施)

第5条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者に対して実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、この契約による業務を処理する上で、直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は契約解除された後も同様とする。

2 前項について、受注者は、在職中及び退職後においても同様であることを作業責任者及び作業従事者に周知しなければならない。

(個人情報の受領)

第7条 受注者は、発注者から個人情報を受領する場

合は、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(再委託)

第8条 受注者は、個人情報を自ら取り扱うものとし、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者

（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、次項の発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、やむを得ない理由により、この契約による業務の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに個人情報の取扱い状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、再委託をする前に、書面により再委託する旨を発注者に申請しなければならない。

3 前項の承認を得た場合においては、受注者は発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、第2項の承認を得て再委託する場合は、再委託先との契約において、個人情報の取扱状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法について具体的に定め、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者の求めに応じて、当該管理及び監督の状況を発注者に対して報告しなければならない。

5 前項に規定する場合における個人情報の取扱いについては、本特記事項の規定を準用する。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受注者は、個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で

厳重に個人情報を保管すること。

(2) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。

(4) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められ

た場所から持ち出さないこと。

- (5) 個人情報電磁的記録として保管する場合は、当該個人情報記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された情報の正確性について、定期的に点検すること。
 - (6) 個人情報電磁的記録として持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
 - (7) 発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報記録された資料を複写し、又は複製しないこと。
 - (8) 作業場所の変更等に伴い、個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
 - (9) 作業場所に、私用電子計算組織、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業を行わせないこと。
 - (10) 個人情報を取り扱う電子計算組織に、個人情報の漏えい等の事故の発生につながるおそれがあるアプリケーションをインストールしないこと。
- (収集の制限)

第11条 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により個人情報を収集する場合は、本人から直接収集するものとする。ただし、本人の同意を得た場合又は発注者の承諾がある場合は、この限りでない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報をこの契約による業務の処理以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第13条 受注者は、この契約が終了し、又は契約が解除された場合は、発注者の指定した方法により、個人情報を返還し、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時における報告の手順を定めなければならない。

(監査及び実地検査)

第15条 発注者は、個人情報の取扱いについて、こ

の契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかの検証及び確認をするため、受注者及び再委託先に対して、監査又は実地検査(以下「監査等」という。)を行うことができる。

- 2 受注者は、発注者が前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示を行った場合は、これに応じなければならない。
- 3 発注者は、監査等の結果、個人情報の不適切な取扱いがあった場合は、受注者に対して改善を要請できるものとする。

(事故発生時等の対応)

第16条 受注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況その他必要な事項を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

- 2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該個人情報の漏えい等の事故に関する情報を公表することがある。この場合において、受注者は、発注者が受注者から報告を受けた内容を公表することに同意するものとする。

(契約解除)

第17条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受注者の故意又は過失によるものか否かを問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、発注者又は第三者に損害を与えたときは、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。